

# 令和5年度 第2回 有田区地域協議会

## 次 第

日時：令和5年7月24日（月）午後6時30分～

会場：カルチャーセンター ミーティングルーム

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### 【協議事項】

- ・地域の活性化につながる取組について

### 4 その 他

- ・次回の地域協議会の開催について

       月      日（    ）午後6時30分～ カルチャーセンター

### 5 閉 会

# 有田区における「地域活性化の方向性」

有田区の自然、利便性、さかんな産業などの恵まれた環境をいかして、あらゆる世代が住みやすい地域としてあり続けます。

## ■各構成要素に関する、これまでに出了された取組案（地域協議会委員、地域住民から）

<p><b>①住んでいて心地よい地域であるための環境維持と防災対策</b> (関連団体)</p> <p><b>&lt;実施済、実施中の事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水害が発生しやすい地形を踏まえた、防災対策の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所と町内会との合同避難訓練</li> <li>・地区に特化した、防災パンフレット</li> </ul> </li> <li>○R350花壇整備事業（地域独自の予算事業）</li> </ul> <p><b>&lt;実施していない事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○恵まれた生活環境の維持             <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも利用できるコミュニティバス</li> <li>・空き家ワーキングスペースとして活用（リモートワークに）</li> <li>・若い世代に住んでもらうために、空き家を積極的に更地にする</li> </ul> </li> <li>○水害が発生しやすい地形を踏まえた、防災対策の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業など連携した防災訓練</li> <li>・防災訓練などを楽しく学べるイベント（防災キャンプなど）</li> </ul> </li> </ul>	<p>(関連団体)</p> <p>(町内会、市)</p> <p>(町内会)</p> <p>(350同友会)</p>
<p><b>②学校コミュニティを中心としたイベントや活動の推進</b> (関連団体)</p> <p><b>&lt;実施済、実施中の事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの活動の継続とさらなる魅力アップ (直東学園)</li> <li>○学校コミュニティを中心としたイベントや集まりの拡充 ( " )</li> <li>○子どもが学習塾以外で勉強できる環境の充実（地域の方の学習支援） ( " )</li> <li>○直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業（地域独自の予算事業） ( " )</li> </ul>	<p>(関連団体)</p> <p>(直東学園)</p> <p>( " )</p> <p>( " )</p> <p>( " )</p>
<p><b>③カルチャーセンターなど地域拠点の利活用</b> (関連団体)</p> <p><b>&lt;実施済、実施中の事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○カルチャーセンターを中心に、町内会館や公園も住民交流の場とする (町内会、サークル)</li> <li>○住民が楽しく協力しあって出来る健康体操や体力測定の間 (有田福祉の会)</li> <li>○文化的な取組、活動グループの育成 (公民館、サークル)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・演劇・音楽などを発表する場所の確保、実践できるイベントの開催</li> </ul> </li> <li>○有田地区いきいき支援事業（地域独自の予算事業） (有田福祉の会)</li> </ul>	<p>(関連団体)</p> <p>(町内会、サークル)</p> <p>(有田福祉の会)</p> <p>(公民館、サークル)</p> <p>(有田福祉の会)</p>

<p><b>④あらゆる世代・国籍の人々の支え合いと交流促進</b> (関連団体)</p> <p><b>&lt;実施済、実施中の事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣や町内会とのゆるやかな関係性を継続（町内会の美化運動） (町内会)</li> <li>○有田区全体のイベントの開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同夏祭り、小規模な納涼花火大会等</li> <li>・区全体の祭典（音楽祭、芸術祭、文化展等）</li> </ul> </li> <li>○転入してきた人たちに魅力、特性を伝えていく取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSで発信（若い世代の人たちに自主的に発信してもらえる仕組み）</li> </ul> </li> <li>○有田地区いきいき支援事業（地域独自の予算事業）※再掲 (有田福祉の会)</li> <li>○R350花壇整備事業（地域独自の予算事業）※再掲 (350同友会)</li> <li>○有田地区体育・レクリエーション事業（地域独自の予算事業） (体育・ゆ協会)</li> </ul>	<p>(関連団体)</p> <p>(町内会)</p> <p>(有田福祉の会)</p> <p>(350同友会)</p> <p>(体育・ゆ協会)</p>
<p><b>⑤地域で大事にしている行事・歴史・文化の継承と魅力発信</b> (関連団体)</p> <p><b>&lt;実施済、実施中の事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の祭礼（春日新田、佐内、安江）、各町内のイベント（夏祭り、さいの神）、歴史ある地区体育大会の継続 (町内会)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各町内の伝統的な行事の情報の一覧を有田区全体に配布</li> </ul> </li> <li>○歴史的素材を住んでいる人に伝え、魅力を感じてもらう取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・春日新田駅、馬市、北国街道</li> <li>・歴史的素材を基にした公民館での講座の開催 (公民館)</li> <li>・公民館主催の研修会等の活用、展開 ( " )</li> <li>・捕虜収容所跡の平和記念公園（平和を考える日として記念日とする）</li> <li>・春日新田にある有田村役場の石碑（小学生等に伝えていく）</li> <li>・7.11災害の記憶 (直東学園)</li> </ul> </li> <li>○歴史的史料等を多くの人に知ってもらう取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が有田希望満つ、下門前の400年、蟹池伝説の紙芝居（増刷や展示・保管する）</li> <li>・歴史的史料の学校、公民館への配置</li> <li>・有田区の昔の写真の収集・保存</li> </ul> </li> <li>○有田地区体育・レクリエーション事業（地域独自の予算事業）※再掲 (体育・ゆ協会)</li> </ul> <p><b>&lt;実施していない事業&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的史料等を多くの人に知ってもらう取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の語り部の育成</li> </ul> </li> <li>○文化の継承             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小猿屋地区の伝統芸能（踊り）をイベント等で発表</li> </ul> </li> </ul>	<p>(関連団体)</p> <p>(町内会)</p> <p>(公民館)</p> <p>( " )</p> <p>(直東学園)</p> <p>(体育・ゆ協会)</p>

# 「地域活性化の方向性」の実現に向けた体制について

## 【キャッチフレーズ】

有田区の自然、利便性、さかんな産業などの恵まれた環境をいかして、あらゆる世代が住みやすい地域としてあり続けます。

## 【構成要素】

①住んでいて心地よい地域であるための環境維持と防災対策

②学校コミュニティを中心としたイベントや活動の推進

③カルチャーセンターなど地域拠点の利活用

④あらゆる世代・国籍の人々の支え合いと交流促進

⑤地域で大事にしている行事・歴史・文化の継承と魅力発信

検討

関係団体

連携

地域協議会

連携

市

町内会等  
(地域住民)

事業実施  
(「地域独自の予算事業」等を活用)

自主的審議

※参考資料 (令和2年度第3回地域協議会資料)

地域住民と課題解決

市に意見書を提出

「地域独自の予算」を提案

※参考 上越市地域独自の予算事業  
(地域協議会との関係)

# 上越市地域独自の予算事業（地域協議会との関係）

（上越市地域独自の予算事業実施要綱（令和5年4月1日実施）） 抜粋

（地域独自の予算事業の提案）

第5条 団体等は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に提案することができる。

2 地域協議会は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該地域協議会を所管する総合事務所等に提案することができる。この場合において、地域協議会は、実施団体にはなれないことから、提案する事業を実施する団体及び総合事務所等と調整の上、提案するものとする。

3 提案者は、地域独自の予算事業を提案しようとするときは、事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に相談するものとする。

4 総合事務所等の長は、所管する地域自治区について、事業に関わる地域の団体と調整の上、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を立案することができる。

# 自主的審議の進め方について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、市長からの諮問事項だけではなく、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べるすることができます。

この自主的審議に当たって、会議を円滑に進行するため、以下のとおり取り扱いたいと考えます。

## 1 審議事項の届出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

## 2 届出手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出することとします。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入することとします。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行うこととします。

### 【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
  - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
  - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に係る担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとしています。
- ③ 会議当日の届出の対応について
  - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降でお願いします。
  - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合にあっては、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応するものとします。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

## 3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行うこととします。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定することとします。

### 【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

## 4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行うこととします。

### 【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

## 【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】

